

集合訴訟の諸類型と集団的消費者被害事例

1. 資料3別表は集団的消費者被害の事例を挙げ、これらの事例に対していかなる集合訴訟の類型が適合的であるかを検討するため、共通争点の内容、個別訴訟の困難さ、対象消費者の特定の容易性の観点等について分析した。

なお、オプト・アウト型においては、判決においてオプト・アウトをしなかった対象消費者の総員に対して支払うべき金額の総額を定めることを許容する考え方があるので、そのようなことが可能かについても併せて記載している。

また、集団的消費者被害の事例は、実例に基づいて作成したものもあるが、あくまでも架空の事例であり、同種の事案でも個々の事案の証拠関係等により結論が異なり得るものである。

2. 資料3別表においては、集団的消費者被害の事例について、対象消費者の特定が比較的容易か困難か、被害内容が定型的か個別的かの視点で整理している。

ここでいう対象消費者の特定が比較的容易とは、被告となる事業者が通常有していると思われる資料によれば、個々の対象消費者が特定し得るものいう。

被害内容が定型的とは、事業者が通常有する資料により請求額が計算可能であるもの、商品の購入数量等比較的容易に把握し得る指標を元に、一定の計算方法により計算すれば請求額が定まるものをいう。ただし、実務上計算方法についての立証が困難であり得るものを含んでいる。

また、被害内容が定型的であっても、因果関係や事業者の行為の違法性の判断等、個別の争点を含む事案もあり、必ずしも個別争点が少ないことを意味しない。